平成２８年（フ）第３６７１号
千葉県船橋市前原東４丁目20―14
破産者　清水　健司
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７３６号
東京都墨田区業平３丁目13―10
破産者　大瀧　文子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７７０号
東京都新宿区百人町１丁目１番３号
破産者　誠和産業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７７１号
東京都練馬区上石神井３丁目30―３―204
破産者　佐藤　周市
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８０８号
千葉県船橋市芝山５丁目12―２
破産者　前田　晴稔
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３５号
東京都中央区新富２―５―８　２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区新富１丁目６番５号
破産者　有限会社ミッドフィールド
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３６号
東京都目黒区下目黒５丁目36―41―203
破産者　青木　利光
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８０号
東京都渋谷区渋谷３丁目13番５号
破産者　株式会社オートクチュール
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８８１号
東京都港区西麻布１丁目３―23―502
破産者　高橋　善和
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８９３号
東京都世田谷区粕谷１丁目16番14―403号
破産者　合同会社モノコット
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８９４号
東京都練馬区土支田３丁目15番３号
破産者　有限会社古川工業
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８９５号
東京都練馬区土支田３丁目21―10―102
破産者　古川　隆徳
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８９８号
東京都新宿区新宿１丁目16番地10号　コスモス御苑ビル８階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿１丁目30番地16
破産者　株式会社Ｔｏｋｙｏ　Ｓｐａ
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８９９号
東京都小平市栄町１丁目17―11―204
破産者　井澤　　誠
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９１３号
千葉県船橋市上山町１丁目61番地１、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区水道町３―14　ビズフィールド神楽坂３Ｉ
破産者　カンノコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９１４号
千葉県船橋市上山町１丁目61―１―101
破産者　菅野　達也
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９４２号
東京都千代田区鍛冶町１丁目７番17号　三新鍛冶町ビル102、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区鍛冶町１丁目７番17号
破産者　株式会社ＡＳプランニング
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９４４号
千葉県船橋市三山４丁目14―13
破産者　長沼　章太
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４００１号
東京都葛飾区高砂５丁目35―７―301、開始決定時の住所東京都葛飾区高砂２丁目18―４―303
破産者　熊井瑞紗こと　黄　　福善
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０３８号
東京都足立区鹿浜８―12―８　エステートピアホソノ102、商業登記簿上の本店所在地広島県安芸郡熊野町1401番地２
破産者　有限会社キムラ
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０３９号
東京都足立区鹿浜８丁目12―８―102
破産者　木村　直樹
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部